

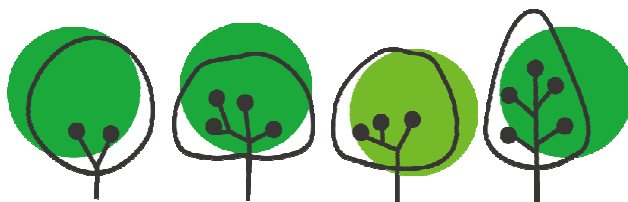


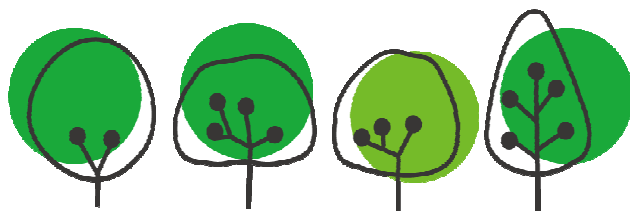
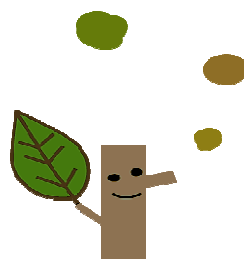
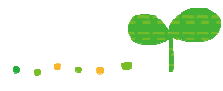
別添資料 1

高知市の 障害福祉サービス等の利用の手引き

平成31年3月

高知市自立支援協議会 相談支援検討会
高知市障がい福祉課





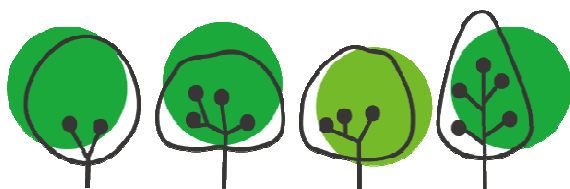
はじめに



- この手引きは、高知市で障害福祉サービスや障害児通所支援等の利用をご希望されているご本人や、ご家族、支援者に向けて作成したものです。
- この手引きは、高知市自立支援協議会 相談支援検討会が作成しました。
- 事業所の情報は変更になる場合がありますので、ご注意ください。

目次

1 高知市障害者相談センター	… 1 ページ
2 サービス利用までの流れについて	… 1 ～ 2 ページ
3 サービスの申請時に必要なもの	… 3 ページ
4 利用者負担について	… 4 ページ
5 18歳未満の障害のある子どもへの支援	… 5 ～ 7 ページ
6 18歳以上の障害のある人への支援	… 8 ～ 11 ページ
7 Q & A	… 12 ～ 13 ページ
事業所一覧	… 14 ページ～



1 高知市障害者相談センター



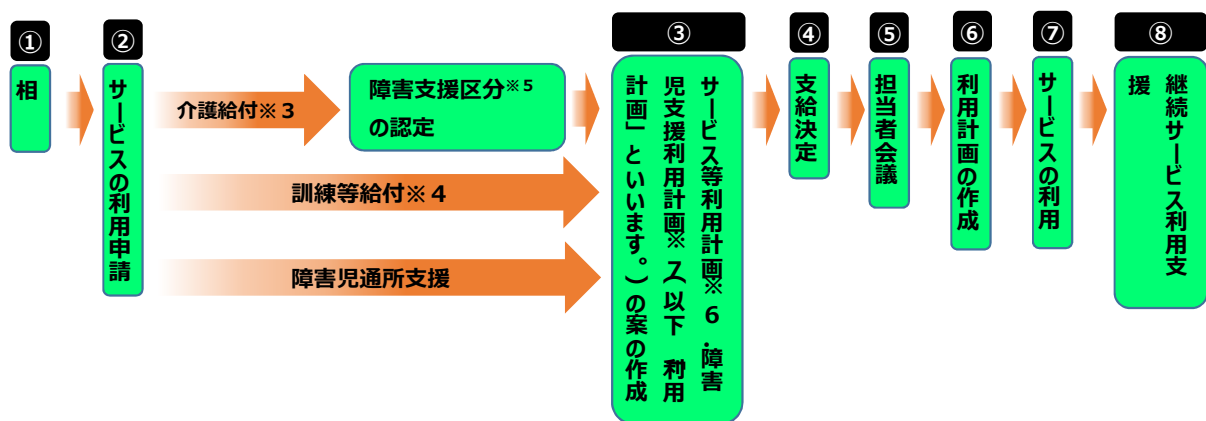
障害者相談センターとは、障害のある方々の様々な相談をお受けする地域の窓口です。
高知市では東西南北の4地域に次のセンターを設置しており、担当地域のセンターにご連絡をいただければ相談員が自宅にお伺いいたします。

	担当地域	センター名称	所在地	電話番号 FAX番号
東 部	布師田・大津・三里 五台山・高須・介良・南街 北街・下知	障害者相談センター 東部	葛島4丁目3-3 東部健康福祉センター内	TEL:088-882-9391 FAX:088-885-3556
西 部	朝倉・鴨田・旭街 初月・鏡	障害者相談センター 西部	旭町2丁目21-6 障害者福祉センター内	TEL:088-802-8166 FAX:088-802-8167
南 部	潮江・長浜・御豊瀬 浦戸・春野	障害者相談センター 南部	百石町3丁目1-30 南部健康福祉センター内	TEL:088-856-9255 FAX:088-856-9257
北 部	一宮・秦・江ノ口 小高坂・上街・高知街 土佐山	障害者相談センター 北部	本町4丁目2-40 ニッセイ高知ビル3階	TEL:088-820-5211 FAX:088-856-5549

※相談員が外勤で不在の場合がございますので、来所による相談希望の場合は、事前にご連絡ください。

2 サービス利用までの流れについて

障害福祉サービス※¹・障害児通所支援※²（以下、「サービス」といいます。）の利用を希望される場合は、以下の流れでサービスが受けられるようになります。更に詳細な流れは次ページ掲載しています。



- ※1…障害者総合支援法に位置づけられるサービスで、主に18歳以上の方を対象としたサービス。
 ※2…児童福祉法に位置づけられるサービスで、18歳未満の障害児を対象としたサービス。
 ※3…※1の障害福祉サービスの内、居宅介護、重度訪問介護、生活介護等、介護を提供するサービス。一覧は8ページ。
 ※4…※1の障害福祉サービスの内、就労支援、自立訓練等、訓練等の支援を提供するサービス。一覧は9ページ。
 ※5…支援の度合いを表すもの。非該当～区分6まであり、区分6が最も支援の度合いが高いとされています。
 ※6…障害福祉サービスを利用する場合に必要な計画で、指定特定相談支援事業者が計画の案を作成します。
 ※7…障害児通所支援を利用する場合に必要な計画で、指定障害児相談支援事業者が計画の案を作成します。
 注）障害福祉サービス、障害児通所支援を併用する場合の計画は、障害児支援利用計画が優先されます。

① 障害者相談センターまたは障がい福祉課に相談します。相談の結果、サービスの利用を希望する場合は、市に申請します。

② 障害のある人本人や、その保護者等が申請用紙(様式第1号)に必要事項を記入し、障がい福祉課の窓口へ提出します。

障害支援区分認定調査
申請者(サービスを受ける方)の心身の状況について、アセスメント調査・概況調査等を行います。

障害支援区分判定(一次判定)
上記の調査結果及び医師意見書の一部の項目によりコンピュータ判定を行います。

障害支援区分判定(二次判定)
一次判定の結果と医師意見書を障害支援区分認定等審査会に諮り、障害支援区分を決定、認定します。

※障害児通所支援、訓練等給付(前ページ※4参照)を申請する場合は、障害支援区分の認定はありません。アセスメント調査・概況調査等のみ実施します。

③ 指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所(前ページ※6、※7参照)(以下、「指定相談支援事業所」といいます。)と契約し、事業所の相談支援専門員※8が、申請者(サービスを受ける方)の意向や生活の状況を踏まえ、必要なサービスなどを記載した利用計画(前ページ※6、※7参照)の案を作成します。

※本人やご家族が希望する場合、事業所が作成する利用計画に代えて、本人・ご家族自身が作成するセルフプランによることもできます。
この場合、障害者相談センターが支援します。

障がい福祉課に、利用計画の案と計画相談支援給付費申請書(様式第13号)、計画相談支援依頼届出書(様式第18号)を提出します。

④ 障がい福祉課が利用計画の案の内容を勘案し、サービスの種別、利用量等を決定し、受給者証を交付します。

⑤ 指定相談支援事業所は、本人やご家族、関係機関等とサービス担当者会議を開いて、高知市が決定した内容の共有や必要な調整等を行います。



⑥ 指定相談支援事業所は、サービス担当者会議の結果を踏まえ、利用計画(本計画)※9を作成し、本人及び障がい福祉課に提出します。

⑦ 実際にサービスを提供する事業所・施設に受給者証を提示し、利用契約を結び、サービスを利用します。

⑧ 利用計画の内容が適切であるかどうか、あらかじめ定めた時期に確認を行うとともに、サービスの有効期限が近付いてきたら、指定相談支援事業所または障害者相談センター等が継続してサービスを利用できるように支援します。

※8…指定相談支援事業所に従事する職員で、利用計画の作成を行います。介護保険のケアマネージャーの立場にあたる者で、相談支援専門員となるためには、都道府県が実施する研修を受講する必要があります。

※9…サービスの決定がなされるまでは、利用計画案という形ですが、サービス担当者会議を経てはじめて、利用計画となります。

3 サービスの申請時に必要なもの



(1) 障害証明

サービスを利用するにあたっては、障害があることの証明が必要となります。

障害等の種別によって、以下のもので確認をします。

●障害者（18歳以上の者）

- 身体障害…身体障害者手帳
- 知的障害…療育手帳
- 精神障害・高次脳機能障害…精神保健福祉手帳、医師診断書、自立支援医療受給者証、障害年金受給を証明できるもの
- 発達障害…医師診断書等
- 難病患者…国が定める対象疾患(359疾患)に罹患していることが分かる医師診断書、特定疾患医療受給者証

●障害児（18歳未満の者）

- 障害者手帳（身体・療育・精神保健福祉手帳）
- 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ※障害が想定され、支援の必要性が認められる場合は証明書類の提出は不要場合があります。
- 難病については、障害者と同様に医師の診断書が必要です。

(2) マイナンバー

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年1月1日以降、サービスの申請・届出の際にはマイナンバー（個人番号）を記入していただく必要があります。

その際には、個人番号と身元の確認が必要となりますので、申請等の際には以下のどちらかをお持ちください。

●個人番号カード（写真入りのため、身元確認もこの1枚で可能）

●通知カード + 運転免許証など身元確認のできるもの

※代理人が申請等をされる場合は、代理人の本人確認資料と代理権が確認できる資料が必要となりますが、詳細は障がい福祉課（生活支援係）までお問い合わせください。

マイナンバーをお届けいただくことで、従来申請等の際にご提出いただいていた書類等の省略ができることとなりました。但し、国において未整備な部分もあり、引き続き書類のご提出をいただかなければならない物もありますので、必要書類については障がい福祉課までお問い合わせください。なお、ご提出をお願いする物としては、以下のような物があります。

- 課税証明
- 就労収入額の証明書、源泉徴収票等
- 年金証書、振込通知書の写し等、年金受給額の分かる資料
- 特別障害者手当、障害補償給付等を受給している場合、その受給額の分かるもの
- 雇用保険による失業給付、健康保険による傷病手当の受給額の分かる資料
- 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等
- グループホームの家賃証明書

4 利用者負担について

サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、陶芸1割に相当する額が負担額となります。

【月額負担上限額表】

区 分	対象となる人	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税所得割16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	市町村民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市町村民税所得割28万円未満の20歳未満の入所施設利用者	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※20歳未満の施設入所利用者については、食費・光熱水費の実費負担も含めた利用者負担額が、平成18年以前の応能負担と同額の負担となるよう、県独自軽減制度を実施しています。

【所得を判断する際の世帯の範囲】

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18, 19歳を除く）	本人とその配偶者
障害児（施設に入所する18, 19歳含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

（注）グループホームなどは、別途、住宅費・食費・光熱水費等がかかります。



5 18歳未満の障害のある子どもへの支援

障害のある子どもさんが、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、主に児童福祉法に基づく必要なサービスを実施しています。

(1) サービスの内容

① 居宅サービス

種 類	支援内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
行動援護	障害児が行動する際に生じえる危険を回避するために必要時における移動中の介護などを行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な障害児に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動中の援護等の外出支援を行います。
移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難な障害児に対して、外出および余暇活動のための移動を支援します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② 通所サービス（障害児通所支援）

種 類	支援内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等なるべく長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等に出向き、本人や訪問先のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。



③ 入所サービス

種 類	支援内容
福祉型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行います。
医療型障害児入所支援	障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。

※入所サービスについては都道府県が実施主体となっており、申請窓口は高知県立療育福祉センターです。

④ 相談支援

種 類	支援内容
居宅サービスの利用	計画相談支援 ホームヘルパーなどの居宅サービスを適切に利用出来るよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービス等利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
通所サービスの利用	障害児相談支援 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
その他	市町村による相談支援 障害のある子どもの家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。



居宅サービス、通所サービスを併用する場合、「障害児支援利用計画」の作成が優先されます。この場合、居宅サービスを含めた、障害児支援利用計画を作成します。

（２）就労に向けての支援

特別支援学校に在籍している生徒に対しては、個別支援会議や学校が開催している進路相談会等で、本人や家族の希望を確認しながら、学校・事業所・高知市等で支援の検討を行っています。

特別支援学校に在籍しており、卒業後すぐに就労継続支援 B 型を利用する可能性がある方は、在学中に就労移行支援事業所※10によるアセスメントを実施し、就労に関する適性評価（就労アセスメント）を受けることが平成27年4月から必須化されました。

高知市では、特別支援学校高等部 2 年生を対象に、「就労アセスメント」を実施しています。その結果については、本人・保護者と共有し、最終的な進路の決定に活用しています。

※10…就労移行支援事業とは、就労継続支援B型と同じ障害福祉サービスの一つです。障害のある方の就労について、専門性のあるスタッフが、就労に関する作業能力などを観察してアセスメントを行います。



① 就労継続支援 B 型とは？

日中、事業所へ通所し、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を図るもので、障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービスです。

【就労継続支援 B 型事業所の利用条件】

- ・ 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で雇用されることが難しくなった方
- ・ 就労移行支援事業を利用（暫定支給による利用含む）した結果、B 型の利用が適当であると判断された方
- ・ 上記の条件に該当しない方で、50歳になっている方、または障害基礎年金 1 級受給者の方

② 「就労アセスメント」とは？

卒業後すぐに就労継続支援 B 型を利用する可能性がある生徒さんの場合、上記の利用条件に当てはまらないため、利用条件②に該当する、「就労アセスメント」を受けていただく必要があります。

在学中に就労移行支援事業のサービスの決定を受け、事業所と契約します。契約した就労移行支援事業所等が、聞き取りや作業観察によって就労に関する情報（作業能力・就労意欲・集中力等）を評価します。その結果、一般就労は難しい・B型事業の利用が望ましい等の評価を受けた方が、B型事業の対象者となります。

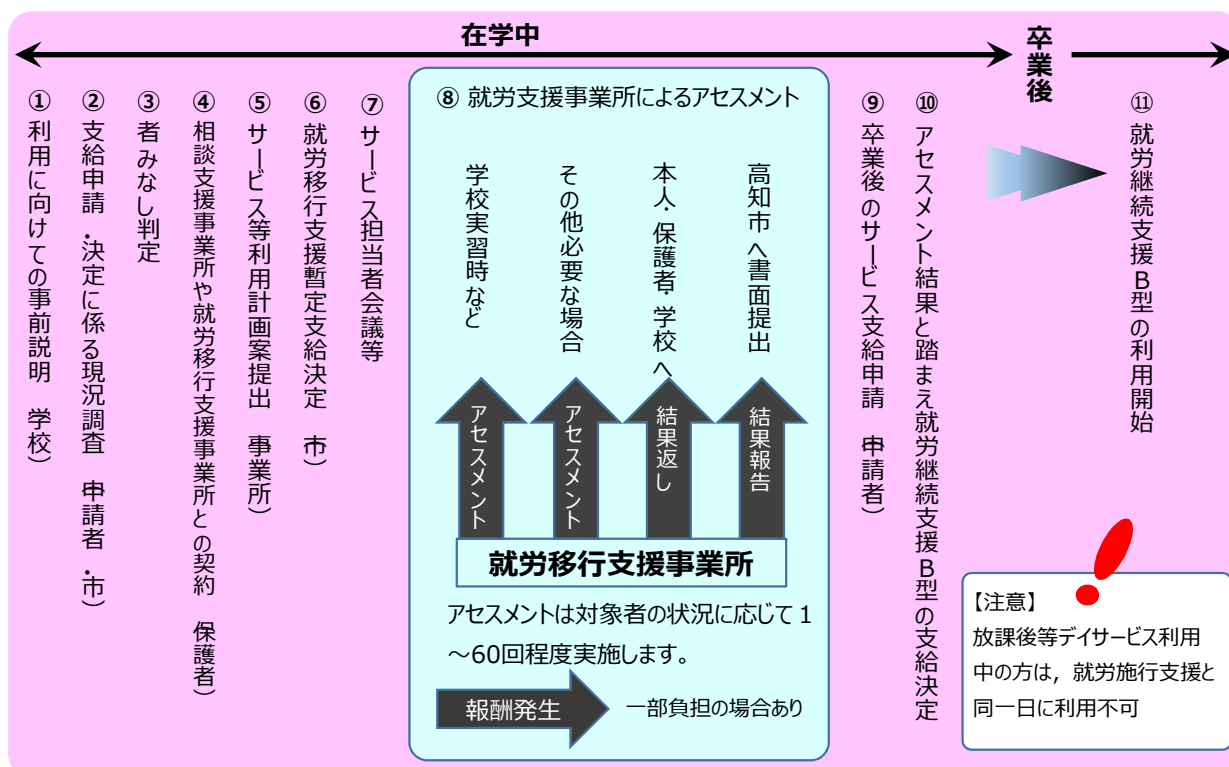
③ 利用の手続きや費用負担について



利用の流れは下記の図をご参照ください。

この就労アセスメントを受ける前に、学校・高知市から利用に向けた説明や聞き取りを行います。18歳未満の方は、就労移行支援事業所の利用について県立療育福祉センターへ意見照会を行う必要がありますが、高知市が手続きを行います。

費用については、就労移行支援事業の利用1回あたり900～1,000円程度の自己負担が生じます。（世帯の住民税課税状況により異なります）



6 18歳以上の障害のある人への支援

平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

障害者総合支援法等に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を実施しています。

（１）サービスの内容

① 介護給付（障害福祉サービス）

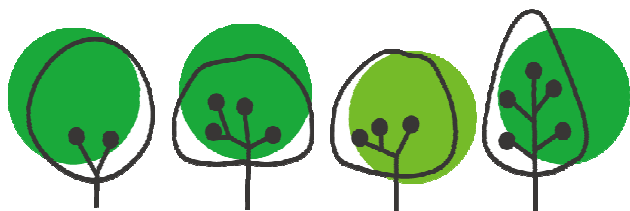
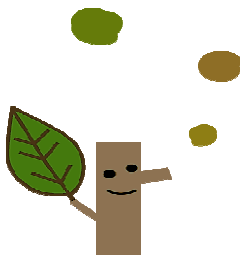
種 類	支援内容	対象となる 障害支援区分
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	区分 1 以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	区分 4 以上
行動援護	障害児が行動する際に生じえる危険を回避するために必要時における移動中の介護等を行います。	区分 3 以上
同行援護	視覚障害により、移動な困難な障害児に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動中の援護等の外出支援を行います。	—
療養介護	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	区分 5 以上
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分 3 以上 (50歳以上は区分 2 以上)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分 1 以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。  現在高知市内にはこのサービスの提供事業所はありません。	区分 6 以上
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	区分 4 以上 (50歳以上は区分 3 以上)

施設入所支援と生活介護などの日中活動支援を併せて実施する施設を「障害者支援施設」と言います。

② 訓練等給付（障害福祉サービス）

種 類	支援内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を宿泊施設内にて行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇atype） （B型＝非雇atype）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業へ就職された人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしに変わった人に、生活面の支援を行います。

※利用期間や対象年齢等、サービスによって利用条件があります。詳細は障がい福祉課にお問い合わせください。



③ 相談支援

種 類	支援内容
計画相談支援	介護給付や訓練等給付のサービスを適切に利用出来るよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービス等利用計画」を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適正、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。
地域移行支援	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。
市町村による相談支援	障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行います。

④ 地域生活支援事業

種 類	支援内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対して、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障害のある方の日中における活動の場の確保や、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
訪問入浴事業	在宅で生活をされている重度の身体障害者に対して、訪問によりご自宅にて入浴サービスを行います。
福祉ホーム	家庭内において日常生活を営むのに支障のある方が低額料金で利用できる入居できる入居施設です。 県内では南国市にある「コーポラスこくふ」1 か所のみとなります。

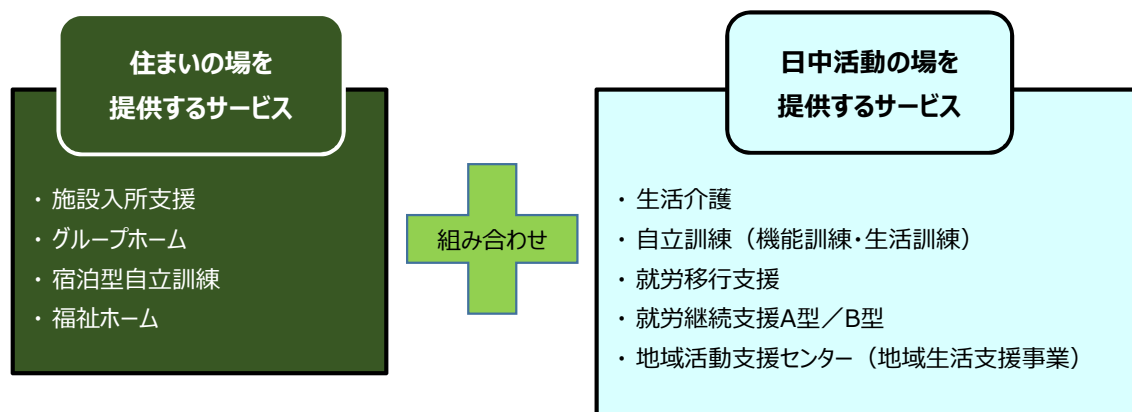


地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づくサービスです。ただし、障害福祉サービスや障害児通所支援は全国一律にサービス内容や対象者が定められているのに対し、地域生活支援事業は実施市町村がその内容を定めることができるようになっています。ですので、事業名が同じでも市町村によって内容が異なる場合があります。



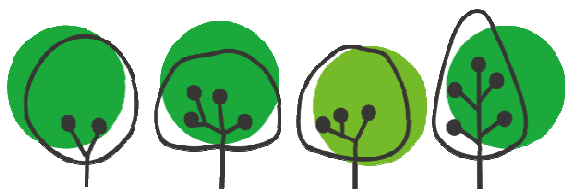
(2) 入所サービスと通所サービスの組み合わせ

障害者総合支援法では、住まいの場を提供するサービスと日中活動の場を提供するサービスに分けることにより、その人の希望に応じたサービスの組み合わせを選択できます。



(3) 障害福祉サービス（地域生活支援事業含）の利用例

障がいのある人や家族のニーズ	利用サービス
食事や入浴の介助，買物や掃除，洗濯を手伝って欲しい。	居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護
外出をしたい（させたい）が，一人では難しい。 誰かに一緒に行って欲しい	行動援護，同行援護 移動支援事業（地域生活支援事業）
母親が急きょ入院することになった。 障害のある子どもを一時的に預かって欲しい	短期入所（ショートステイ）
自宅を離れて生活をしたい（して欲しい）。 でも一人だけの生活は心細い…。	共同生活援助（グループホーム） グループホーム利用者に対しては，1人当たり月額1万円を上限した家賃助成があります（ただし，市町村民税課税世帯は除く）。 福祉ホーム（地域生活支援事業）
施設に入所して日中も夜間も含めた支援をして欲しい。	施設入所支援
昼間家にいるばかりじゃなく，どこかに通いたい（通って欲しい）。	生活介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援，就労継続支援（A型／B型） 地域活動支援センター（地域生活支援事業）



Q&A

【よくある質問】

Q：「区分」とは何ですか？

A：「区分」とは、「障害支援区分」のことです。

障害の多様な特性やその他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すもので、非該当から区分6までの7段階で認定されます。

認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。

「障害支援区分」は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。



0～18歳未満の児童や、訓練等給付のみの申請の場合は、区分は必要ありません。

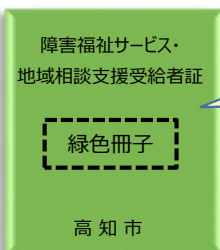
Q：「受給者証」とは何ですか？

A：「受給者証」とは、サービスの支給が決定されると高知市障がい福祉課から交付される、サービスを利用するのに必要な情報が記載されているものです。

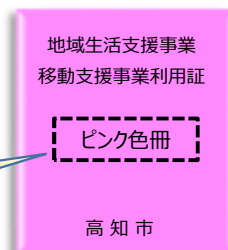
サービスを利用するときに、相談支援事業所やサービス提供事業者に提示します。紛失した場合は再発行の手続きが必要になりますので、大切に取扱ってください。

更新等で同じ種類の新しい受給者証が届きましたら、古い受給者証は破棄して構いません。

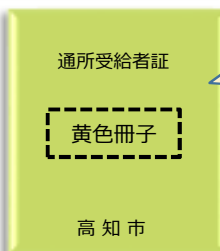
利用するサービスに合わせて次のとおり受給者証が4種類あります。利用するサービスによっては、最大4冊の受給者証が交付される場合があります。



「障害福祉サービス・地域相談支援受給者証」
・介護給付 ・訓練等給付 ・地域相談支援



「地域生活支援事業移動支援事業利用証」



「通所受給者証」
・児童発達支援 ・医療型児童発達支援
・居宅訪問型児童発達支援
・放課後等ディサービス ・保育所等訪問支援



「日中一時支援事業利用管理票」



Q：「更新」または「継続」とは何ですか？

A：障害福祉サービス等の利用には有効期限があり、引き続き利用希望がある場合は、「更新（継続）」の手続きが必要になります。

期限が切れる3か月前に障がい福祉課から利用者に案内文書が送付され、同時に更新の手続きを支援する担当者（相談支援事業所もしくは障害者相談センター）にも連絡文書が送付されます。担当者から面談等の日程調整の連絡がありますので、お待ちください。もし、連絡がなく心配な時は、直接担当者にご連絡ください。

【相談支援事業所の方へ】

支給決定日から4か月未満で期限を迎える場合は、事務作業の関係上、案内・連絡文書が送付できませんので、お気をつけください。

Q：サービスの内容を変更したいときはどうしたらよいですか？

A：担当の相談支援事業所もしくは障害者相談センターにご連絡ください。担当者がサービスの利用状況の確認を行い、必要に応じて計画を見直し、障がい福祉課に申請を行います。

新たに支給決定がされると、新たな受給者証もしくはお手元の受給者証に貼るためのシールが交付されます。

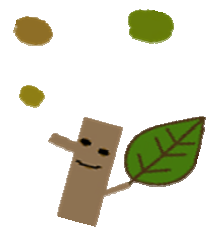
Q：高知市外に転出することになりました。このままサービスは継続して使えますか？

A：高知市外に住民票が移されると、今お持ちの受給者証は利用できなくなります。もしそのまま同じサービスを利用し続けた場合、実費が発生してしまいます。

転出される前に必ず相談支援事業所等にご相談ください。



事業所一覧



高知市の障害福祉サービス等の利用の手引き(平成31年度版)

発行日：平成31年3月

編集：高知市自立支援協議会 相談支援検討会

発行：高知市障がい福祉課

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

T E L : 088-823-9378

F A X : 088-823-9370

E-mail : kc-120300@city.kochi.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/29/>